

告 示

埼玉県告示第六十五号

令和四年埼玉県告示第五百七号で公示した公共測量は、令和四年十二月十五日終了した旨測量計画機関である山梨県富士・東部建設事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年一月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕